

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、配管工の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、C会社元請のD小学校建設工事現場（以下「事業場」という。）において、外部足場内の昇降階段を踏み外して転倒し、負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、E病院に受診し「右膝関節打撲傷、右膝関節骨折の疑い、呼吸困難、右膝関節捻挫、右膝内側靭帯損傷」と診断された。その後、複数の医療機関において療養を続け、平成〇年〇月〇日、F医院を受診したのを最後に日本での療養を中止し、母国に同年〇月上旬から約〇年間にわたり帰国していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に再来日し、同月〇日、F医院を受診し、「右膝内側半月板損傷」等と診断され、療養を継続した。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）については、請求人が日本での療養を中止しており、この間の診療担当者の証明はなく、労災保険法上、療養のため労働することができないと判断し得る医学的根拠が認められず、療養のための休業とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、請求人が母国に帰国する前、最後に受診した平成〇年〇月〇日の翌〇日から、再来日後に再受診した平成〇年〇月〇日の前日〇日までの期間について、休業補償給付を支給すべきである旨主張しているので、以下、検討する。

(2) G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「請求人は母国から再来日後、平成〇年〇月〇日に再受診し、同年〇月〇日に実施したMRI検査の結果も踏まえたところ、請求人には右膝内側半月板損傷の所見が認められるが、膝に無理のかからない作業であれば労働可能であると考え。」と述べ、また、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は母国に帰国する前の最終診療日であった平成〇年〇月〇日以降、突然来院しなくなったが、この最終診療日の傷病の状態は、既に手術適応も難しく、保存的治療も効果は得られていない状態であった。」、「請求人が平成〇年〇月〇日と再来日後に再受診した翌平成〇年〇月〇日の傷病の状態には変化がない。診察所見、画像所見共に変わりがない。」と述べている。

さらに、同医師は、意見書において、「請求人が再来日後、再受診した当初、当院では健康保険又は自費での受診をお勧めしたが、監督署が労災保険による治療を認めたのは何故か、ご教示頂きたい。」と述べており、上記の医学的見解から、少なくとも請求人が再来日した以降の療養費等について、労災保険法に基づく給付を行ったことを疑問視している。

(3) ところで、労災保険制度上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は別紙2（略）に記載されるとおりである。

そこで、当審査会として、請求人の治療経過等一件記録を精査したところ、G医師の医学的見解は妥当であり、請求人は、遅くとも出国前の最終診療日であった平成〇年〇月〇日には、症状は安定し、もはや治療の効果は期待できない状態にあり、治ゆ（症状固定）の状態に至っていたものとみるのが妥当であると判断する。

以上のとおり、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）していたと認められ、本件請求は、治ゆ（症状固定）後の期間に該当し、休業補償給付の支給対象には該当しないものと判断するのが相当である。

(4) なお、当審査会としては、監督署長が、平成〇年〇月〇日以降同年〇月〇日まで、請求人に対して休業補償給付を支給したことは事務処理上の誤りであると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件請求期間における休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。